



2022年10月24日

各位

会社名 川岸工業株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 金本 秀雄
(コード番号5921 東証 スタンダード市場)
問合せ先責任者 常務取締役 林 伸彦
電話番号 (047-143-1331)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月24日開催の取締役会において、2022年12月21日に開催予定の第76回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1.提案の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役の責任免除について

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を変更案第30条に設けるものであります。
- ② 変更案第30条および第39条の損害賠償責任の範囲について、会社法第423条第1項に規定するものと明確化するものであります。

なお、定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2.変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第15条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用す	<削除>

<p>る方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第 15 条（電子提供措置等）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>（附則）</p> <p>2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>②本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
<p>第 30 条（取締役との責任限定契約） （新設）</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする</u></p>	<p>第 30 条（取締役の責任免除および非業務執行取締役との責任限定契約）</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、<u>同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 39 条（監査役との責任限定契約）</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第 39 条（監査役との責任限定契約）</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 12 月 21 日(水)

定款変更の効力発生日 2022 年 12 月 21 日(水)

以上